

新制度の具体的な適用事例

- 週休日は、毎土・日曜日
- 通常の勤務時間の割振りは、8：15～16：45（休憩時間45分を含む）
- 夏季休業が7月24日～8月16日（24日間）
- 冬季休業が12月22日～1月16日（26日間）
- 学年末学年始休業が3月25日～4月7日（14日間）

1 週休日に運動会・体育祭（又は学芸会・学校祭）を実施する場合（児童の休業日に週休日を振替（変形労働時間制の場合は勤務不要日を設定））

① 運動会当日の勤務開始時刻を2時間早め、その分2時間早く勤務を終了したい。

【 当日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 6:15～14:45(7:45)
児童の休業日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 週休日
→勤務時間のスライドを適用（図1参照）

② 運動会当日の勤務開始時刻を1時間15分早めるが、勤務終了時刻は変更しない。

【 当日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 7:00～16:45(8:45) 【休憩時間1時間必要】
別の日（4週内）の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 8:15～15:45(6:45) 【休憩時間45分のまま】
児童の休業日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 勤務不要日
→変形労働時間制を適用（図2参照）

③ 運動会前日の勤務時間外に1時間の準備作業を行うとともに、運動会当日は勤務開始時刻を1時間早めるが、前日の準備作業時間分の1時間早く勤務を終了させたい。

【 前日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 8:15～18:00(8:45) 【休憩時間1時間必要】
当日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 7:15～14:45(6:45) 【休憩時間45分のまま】
児童の休業日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 勤務不要日
→変形労働時間制を適用（図2参照）

④-A（打上花火担当以外）

運動会当日の勤務開始時刻を1時間早め、その分1時間早く勤務を終了したい。

【 当日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 7:15～15:45(7:45)
児童の休業日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 週休日
→勤務時間のスライドを適用（図1参照）

④-B（打上花火担当者）

打上花火担当者は運動会当日の勤務開始時刻を2時間15分早め、勤務終了時刻はその他の職員と同じ時刻（1時間早く勤務終了）としたい。（別の日に1時間の調整が必要）

【 当日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 6:00～15:45(8:45) 【休憩時間1時間必要】
別の日（4週内）の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 8:15～15:45(6:45) 【休憩時間45分のまま】
児童の休業日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 勤務不要日
→変形労働時間制を適用（図2参照）

⑤-A（打上花火担当以外）

運動会前日の勤務時間外に1時間の準備作業を行うとともに、運動会当日は勤務開始時刻を1時間早め1時間早く勤務時間を終了させるとともに、前日の準備作業分の1時間早く、勤務を終了させたい。

【 前日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 8:15～18:00(8:45) 【休憩時間1時間必要】
当日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 7:15～14:45(6:45)
児童の休業日の勤務 : 8:15～16:45(7:45) → 勤務不要日
→変形労働時間制を適用（図2参照）

⑤-B (打上花火担当者)

打上花火担当者については、運動会前日の勤務時間外に1時間の準備作業を行うとともに、運動会当日は勤務開始時刻を2時間15分早めるが、勤務終了時刻は1時間早めたい。(別の日に2時間の調整が必要)

前日の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	8:15~18:00(8:45)	【休憩時間1時間必要】
当日の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	6:00~15:45(8:45)	【休憩時間1時間必要】
別の日(4週内)の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	8:15~14:00(5:45)	【休憩時間不要】
児童の休業日の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	勤務不要日	

→変形労働時間制を適用(図2参照)

⑥ 学校祭の3日前から勤務時間外にそれぞれ2時間準備業務を行う。また、学校祭当日(7月14日)は後片付けのため勤務終了時刻を通常より2時間遅くし、代替りの勤務不要日を授業に影響のない夏季休業期間中の7月30日(変形労働時間制の4週の期間内)とした。

3日前の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	8:15~19:00(9:45)	【休憩時間1時間必要】
2日前の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	8:15~19:00(9:45)	【休憩時間1時間必要】
前日の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	8:15~19:00(9:45)	【休憩時間1時間必要】
当日の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	8:15~18:45(9:30)	【休憩時間1時間必要】
児童の休業日の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	勤務不要日	
別の日(4週内(7月30日))の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	割振り無し	

→変形労働時間制を適用(図2参照)

※年間を見通した学校行事等の計画が大切

2 週休日に対外運動競技大会や地域行事に校務として児童を引率する場合

① 引率業務当日(4月21日)の勤務開始時刻を1時間早め、1時間早く勤務を終了したい。その際、引率業務当日を起算日とする前4週後8週の範囲内では、勤務が多忙であり、週休日の振替をすることができないことから、夏季休業期間中に振替を行う。

当日の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	7:15~15:45(7:45)
-------	--------------------	---	------------------

→勤務時間のスライドを適用(図1参照)

週休日の振替は8週後直近の長期休業期間の末日(直近の長期休業期間が夏季休業の場合は、夏季休業期間の末日。冬季休業の場合は、冬季休業期間の末日(できない場合は学年末学年始休業期間の末日))までに行う。

→振替期間の特例を適用(図3参照)

② 引率業務当日(4月21日)は4時間勤務とし、さらに勤務開始時刻を2時間遅くしたい。その際、引率業務当日を起算日とする前4週後8週の範囲内では、勤務が多忙であり、4時間勤務の割振り変更を行うことができないことから、夏季休業期間中に割振り変更を行う。

当日の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	10:15~14:15(4:00)	【休憩時間不要】
-------	--------------------	---	-------------------	----------

→勤務時間のスライドを適用(図1参照)

4時間勤務の割振り変更は8週後直近の長期休業期間の末日(直近の長期休業期間が夏季休業の場合は、夏季休業期間の末日。冬季休業の場合は、冬季休業期間の末日(できない場合は学年末学年始休業期間の末日))までに行う。
--

→振替期間の特例を適用(図3参照)

③ 引率業務が4月21日と7月8日にありそれぞれ1日勤務を命じたい。

その際、4月21日と7月8日両日とも引率業務当日を起算日とする前4週後8週の範囲内では、勤務が多忙であり、週休日の振替をすることができないため、直近の長期休業期間中に振替を行いたい。

ア	4月21日の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	8:15~16:45(7:45)
	週休日の振替は8週後直近の長期休業期間の末日(8月16日)までに行う。			
イ	7月8日の勤務	: 8:15~16:45(7:45)	→	8:15~16:45(7:45)
	週休日の振替は、原則的な振替可能期間の末日が8週後の9月2日であり、直近の長期休業は冬季休業であるから、冬季休業期間の末日(1月16日)までに行う。			
	冬季休業期間の末日までに行うことができない場合は、学年末学年始休業期間の末日(4月7日)までに行う。			

→振替期間の特例を適用(図3参照)

3 修学旅行の引率業務の場合

平日及び週休日に修学旅行が実施されるが、1日中生徒引率が必要であるため、7時間45分を超えて勤務させたい。

当日の勤務（1日目）	： 8:15～16:45(7:45)	→ 5:30～22:00(15:30)	【休憩時間1時間必要】
当日の勤務（2日目）	： 8:15～16:45(7:45)	→ 5:30～22:00(15:30)	【休憩時間1時間必要】
当日の勤務（3日目週休日）	： 8:15～16:45(7:45)	→ 8:15～19:15(10:00)	【休憩時間1時間必要】
児童の休業日の勤務	： 8:15～16:45(7:45)	→ 勤務不要日	
別の日（4週内）の勤務	： 8:15～16:45(7:45)	→ 割振り無し	
別の日（4週内）の勤務	： 8:15～16:45(7:45)	→ 8:15～13:45(5:30)	【休憩時間不要】
別の日（4週内）の勤務	： 8:15～16:45(7:45)	→ 8:15～11:00(2:45)	【休憩時間不要】
別の日（4週内）の勤務	： 8:15～16:45(7:45)	→ 11:45～16:45(5:00)	【休憩時間不要】

→変形労働時間制を適用（図2参照）

※ 「勤務時間のスライド」と「振替期間の特例」は、いずれも週休日の振替に係る取扱いなので、同時に適用できます。

※ 「変形労働時間制」と「振替期間の特例」は別の制度なので、週休日の正規の勤務時間の分について「振替期間の特例」により週休日の振替を行い、週休日の正規の勤務時間を超える分について「変形労働時間制」により勤務時間の割振りの変更を行うなど、「変形労働時間制」と「振替期間の特例」の併用はできません。

※ ただし、「変形労働時間制」により土日以外の日を「勤務不要日」と決定したのち、当該「勤務不要日」に勤務を命じる場合、当該「勤務不要日」は、週休日と同じ扱いとなるので「週休日の振替」は可能であり、業務が「振替期間の特例」の対象業務であれば、「振替期間の特例」を適用することも可能です。

なお、「変形労働時間制」による「割振り無しの日」であれば、「勤務不要日」と違い「週休日」と同じ扱いとはならないので、「週休日の振替」を行うことはできません。当該日に勤務を命じる場合は、「変形労働時間制」の4週の期間内において勤務時間の割振りを変更することになります。

※ 「変形労働時間制」と「振替期間の特例」の適用関係等については、「週休日の振替等に係る振替期間の特例についてQ&A」を参照してください。

4 「変形労働時間制」において、複数の業務が近接した時期に行われる場合

6月17日（日）運動会当日の勤務開始時刻を1時間15分早めるが、勤務終了時刻は変更しない。

また、7月8日（日）学芸会当日の勤務開始時刻は変更しないが、勤務終了時刻を1時間早める。

4週の期間を運動会及び学芸会を含む6月11日（月）～7月8日（日）と設定する。

・6月11日（月）～7月8日（日）の4週

運動会当日の勤務	： 8:15～16:45 → 7:00～16:45(8:45)	【休憩時間1時間必要】
児童の休業日の勤務	： 8:15～16:45(7:45)	→ 勤務不要日
学芸会当日の勤務	： 8:15～16:45 → 8:15～15:45(6:45)	【休憩時間45分のまま】
児童の休業日の勤務	： 8:15～16:45(7:45)	→ 勤務不要日

※ 学芸会当日は、「変形労働時間制」の4週の期間内であることから、運動会で1時間増やした分を学芸会の勤務で減らして調整することも可能。

※ 同一の4週の期間内に複数の対象業務について、「変形労働時間制」を適用することは可能。

しかし、4週の期間については、一部を重ねて設定することはできない。

（上記の場合において、運動会を含む4週を6月11日（月）～7月8日（日）と設定し、学芸会を含む4週を7月4日（水）～7月31日（火）と設定することはできない。（7月4日（水）～7月8日（日）が重なっているため。））